

## 第4回 安来市水道事業運営審議会 議事録

日時 平成28年4月12日(火)

13:30～

場所 安来市中央交流センター

2階 第6会議室

1. 会議成立報告
2. 事務局(部長)挨拶
3. 会長挨拶
4. 議事
  - (1) 水道料金の改定(答申案)について
  - (2) その他

### 1. 会議成立報告

8名の出席となっており、「安来市水道事業運営審議会条例」第5条第2項の規定により本会成立。

### 2. 上下水道部長挨拶

本日は皆様お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。今日の会議でございますけれども、最初のまとめのところをご審議いただく予定にしております。前回までの議論を踏まえて、答申案としてまとめたものを用意しております。また答申案の付属資料として改定率を29%とした財政収支予測もつけております。各項目につきましては、前回までのところで一応の結論を出していただいたものと思っておりますが、特に一番のポイントであります料金の改定率につきましては、水道事業の運営についても市民への影響についても配慮した絶妙の案を示していただいたと思っております。皆様方の大局を見据えた真摯な議論に感謝申し上げます。本日も最後までどうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 会長挨拶

皆さん方お忙しいところお出かけいただき、ありがとうございます。いよいよ、第4回目の審議会ということで、最終案のとりまとめということになっております。先ほど仁田部長からもお話がありましたように、素晴らしい答申案が出来るのではなかろうかと考えているところであります。今日、皆様方からのご意見等をいただきまして、最終的な文案を作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 4. 議事

- (1) 水道料金の改定(答申案)について

事務局により説明（資料 1）

（会長）

答申案の内容について、項目ごとに皆さんのご意見を伺いたいと思います。

①の料金算定期間についてどうですか？よろしいですね？次に②の料金改定日。これもよろしいですね？③の料金体系でございしますが、口径加算額区分を細分化ということであのところですが、利用者全体の公平性を高めるために 6 区分から 9 区分に増やすと。よろしいですかね。何か付け加えることはありますか？

（意見なし）

いいですね。ではアについてはこのまま。次にイですが、一般家庭と事業者との料金単価格差の是正です。これについて皆さん方の意見があれば伺います。

（意見なし）

ちょっとこの文章が長いような気がするけどどうですかね。最初のところを見ると、もうちょっと簡素に出来ないですか？

（委員）

すいません。（上水道から）地下水への利用（転換）というのは実際に市内であるんですか？

（事務局）

簡易水道エリアですけれども、伯太にあります米飯加工センターが大口で水道を使っていたんですけど、平成 25 年に地下水に転換されまして、大幅な減収になったところなんです。

（委員）

今回（料金単価格差を）改訂したからといってこれが地下水利用から水道利用に戻ってくる訳ではないでしょ？

（事務局）

まず、逦増制のところの説明ですけれども、逦増制の一番のポイントは生活用水、一般家庭の利用料を下げましょうというのが一番で、結果的に大口需用者がたくさん払っているんで、まずそこを抑えたということです。それと地下水の関係ですけれども、実は我々が一番心配しているのが日立の対応でして、今後日立が地下水利用に切り替えられると、安来市の水道事業が立ち行かなくなるということがございまして、こういった文面も盛り込んだ次第です。確かに長い気はしますので、短く直せということであれば委員が言われるようなところを押さえて修正したいと思います。

（会長）

確かに「地下水保全」という言葉はポンと出てきたような気がするね。今、説明があつて意味がよく分かりましたけれども。一般家庭の負担が急激に変動することがないようにという文言は非常に大事だと思いますし、わたしはこれでいいじゃないかと思いますが、ご意見ございますか。

(意見なし)

それでは次に④の料金の改定率のところに入れていただきます。「料金の大幅な引き上げは避けられない状況である」とありますが、当然これは入れておいた方がいいですね？

(委員)

事務局に聞きたいけど、「適正」って何に対して適正なんですか。「適正な水道料金」、誰にとって「適正」なの？わたしは「適正～必要である」って文章は要らないと思う。

(会長)

ではここの部分の削除をお願いしたいと思います。

市長に答申する訳ですから、この繰出金のことを入れた方が私は良いと思います。「市民負担が必要最小限度となるよう特別な配慮が必要と考える。」これもなかなか良い言葉だと思いますがいかがですか？

(意見なし)

よろしいですか。では次に「上水簡水の統合に係る～」のところから「30%程度（30%を越えない範囲内）の引き上げとする」、ここの部分について皆さん方の考えを。

(委員)

「程度」というのはちょっと・・・

(事務局)

「30%未満」という表現にしてしまうと、25%でも20%でも「30%未満」なので、あくまでも30%に近いところで。その辺りのニュアンスですね。それで「30%程度」にして、「(30%を越えない範囲内)」ということにしました。「30%未満」ということでもいいとは思いますが、未満になるといくらでも(改定率が)下がってしまうので。

(会長)

何か意見があればお聞きしたいですけれども、なければこれでお願いをすると

いうことでよろしいですか？

(委員から「はい」の声)

それではこの原案で行かせていただきたいと思います。

ここも段階的に引き上げる、緩和措置を講ずるということで、これが一番安来市の(水道料金改定に於いて)目玉にもなる部分ではないかと思いますが、何かご意見ありますか。これは私は本当にいい考えだと思っておりますけれども。よろしいですね。それではここがそのまま行かせていただくということで。

それから減免制度、これも安来独自のやり方だと思っていますが、やっぱり「福祉政策的な観点」という言葉が必要ですか？

(事務局)

これは勿論、料金改定率もそうですが、未来永劫この制度を続けていくかということは、5年後に検討されるべきことですので、あくまでも限定的なという意味合いもあって、本来は水道ではなくて福祉部分からやるべきだという話だと思うんですけども、そういった

意味合いも含めてこの言葉を入れております。これはあくまでも 5 年間でどうするか、というのが今回の答申ですので。

(委員)

だったら (答申の) どこかでそれを断っておかないと、また変に勘違いする人が出ないかなって。

(事務局)

ではそれ (答申の内容が 5 年の有限であること) を入れましょうか。この答申自体は 5 年間、時限的であると。時限立法であるということを入れましょう。

(委員)

減免率がこの書き方で分かる? 「現料金と同程度」という書き方減免率という言い方になるのかなのか。

(事務局)

改定率が何%ときっちり決まっていると減免率も「1 年目何%」と書けるんですけど、改定率が決まってないものですから、数字では書けない。

(委員)

だから「改定後の額と現行額との差額」みたいな書き方のほうがはっきりしていいんじゃない? 言い方としては、3 分の 1 だろうが、3 分の 2 だろうが 3 分の 3 だろうが改定後の額と現行額との差額を (減額) しますよ、と書いた方がはっきりする。

(事務局)

それは出来ます。

(委員)

これは結局、差額ということですよ? 現行料金を維持しますよ、ということですよ。なので、額、(改定) 率ではない。額であれば現行料金との差額を差引くということ謳うということになるかと。

(事務局)

「減免額」と言ってしまう方が分かり易いかもしれない。

(会長)

「(減免) 率」ではなくて。そこはまた検討してください。

では次、大きい 2 番目ですが歳出の抑制策について、ここは①も②も一緒に検討をいただきたいと思います。「人件費の大幅削減」というのはどういったこと?

(事務局)

包括的な民間委託を含めて、何と言っても水道事業は人件費が大きいのです。世の中、こういった (公営事業の民間委託化) 流れにありますので。特に都会の方ではそういった流れにあって地方の我々のところにも遠からずその波は来るだろうということで。歳出抑制策、それから付帯意見もそうですけれども、議事録で皆さんのご意見を読ませていただいて、大きなところの趣旨を汲んで後は (その趣旨を) 行政用語で言い換えてありますので。

(会長)

あと他に付け加えるようなことはありますか？いいですね？ではこのまま了解ということにしたいと思います。

次に大きい 3 番目ですけれども、付帯意見、審議会の意見というようなことになろうかと思えます。①ですが、これはそのままでもいいですかね？謳い文句といえば謳い文句になってしまうけど。いいですか？

(意見なし)

次に②です。ここはどうですか？「利用者の公平性が確保されるよう努められたい」としてありますが。

(意見なし)

次に③です。水道料金の改定ですが、「市民の理解を得られるよう努められたい」。これは入れないといけませんね、「市民の理解」という言葉を。

(委員)

「施設の整備計画」と「(水道料金の) 引き上げの必要性」、これを入れ替えていただきたい。答申する側からすれば、「必要性」が先に立って「整備計画」が後で来るべきものである、という考えです。審議会としては「(料金引き上げの) 必要性が分かったから、(整備計画の変更は) 仕方がない」という立場であるというのが 1 点目と、この③というのは私は個人的には付帯意見ではなくて本文に入れて欲しい。答申の一番最初に来るべきことであって、付帯意見ではないような気がします。

(会長)

では、(答申本文の) 最初の頭のところ。

(委員)

「諮問のあったことについては」というところにこの文言を入れて、「答申をいたします」というのがこれまでの議論からすると筋かなと。

(会長)

どうですか？初っ端に「市民の理解を得られるようにしたい」ということを挙げた方がいいじゃないかという意見ですが。確かに水道料金の値上げについては「市民の理解」という言葉を書いておかなければいけない。

(委員)

もっともだなと思って聞いていましたが、もしこれを付帯意見にするなら 1 番に来るのかなと。本文最初に持ってくるのもいいんですけど、そうすると(答申の) 構成がよく分からなくなる。

(委員)

「諮問あったことについては」より先の頭に持ってくればいい。

(委員)

頭にポンと来る訳ですか。これは大事なことですからね。

(委員)

こういう議論をしてきたから、(料金値上げは)仕方がないということで。

(事務局)

答申というのは決まった形がなくて、各市いろいろなパターンで出しています。委員が言われるように委員の意見をいろいろ盛り込んで、審議会の経過なども入れて、「そういうことをやったので答申します」という構成の答申もあります。水道料金改定云々のところを冒頭に入れるとなるとそのまま入れ替えても文章に繋がりますので。今、委員が言われたように移せば付帯意見の中でも特に審議会として言いたいということで頭に持つてくるということも出来ます。

(会長)

④ですけれども、どうですか。「市民負担が急激に変動することがないように配慮されたい」。いいですかね。

(事務局)

ここは本日欠席ですけれども、委員が何度か言っておられた事です。

(会長)

「公共料金の改定に当たっては」ですからね。全体的なことを言っておられる訳だね。それは我々市民としての意見ですね。よろしいですか？では④はこれでいきます。他に付帯意見についてありますか。こういうことを入れたほうが良いということがありますか？

(委員)

「安全できれいな水を提供する」とかそういった内容はないですね。

(会長)

一応、付帯意見は一通り見ましたが、なければこれで終わります。ただ、私は思ったけど、(料金改定を)5年間実施する訳だけど、この実施したものを検証というか、こういったことについてはどうでしょうか。一応、委員が集まってこういった格好で諮問の回答を議論して、(答申が完成したら)我々審議委員はこれで解散ということになるんだけど。一市民として5年後はどういうふうになっているかということ、どのように行政執行されたかということを検証する場がないのかなど。

他になければこの答申案については最終案としてまとめたいと思います。本日、皆さん方から言われた内容を再度集まって、最終案を皆さんに見ていただくということもなかなか難しいと思いますので、私と副会長の山根さんに任せていただいて、事務局と最終案を取りまとめたいと思っておりますがいかがでしょうか。市長に答申をするまでに最終的に出来上がった決定稿を委員の皆さんに送るということで後を任せていただきたいと思いますので、ご了解のほどをひとつよろしくお願いします。

それでは答申の内容についてはこれで決定したということですので、審議会を終了する運びになろうかと思えます。私の会長として至らない点も多々有りまして、議事進行の上で皆さん方からの意見を十分出してもらうことが出来なかった面もあろうかと思いますが、4

回の審議委員会で立派な答申案が出来上がったということで大変喜んでおります。特に 3 年間で分割して値上げをしていくというやり方ですとか、減額措置など安来独自の対応策も（答申に）盛られていくことになり、私としても大変満足しております。5 年後、どうなっているかということは我々審議委員としても十分心に留めていただいて、また水道事業を見守っていただきたいと思っております。執行部の皆さん方も安くて美味しい安来の水のため、頑張って水道事業の発展に寄与していただきたい、こういうことを申し上げましてこの審議会の終了の挨拶とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

## （2）その他

今後のスケジュールについて  
事務局より説明（資料 3）

### 上下水道部長挨拶

委員の皆様、1月の第1回から4回のご審議、ありがとうございました。会長から市長に答申いただきましたら、十分な答申期間を設けるためにもなるべく早めに市長とも協議に入って、市としての最終案をまとめたいと考えております。先ほどの話にもありましたが、市民の理解を得られるように十分な時間をとって丁寧な説明をしていきたいと思っております。9月議会で条例改正予定のスケジュールをお話しましたが、最終的に条例が改正されないときちんとした説明も出来ない訳ですから、9月に条例改正されれば（4月までに）半年間、猶予期間がありますので、この間にきちんと対応をしていきたいと思っております。最後になりますけれども、委員の皆様には短期間で答申をまとめていただき、ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。